

〔全訳〕 オスマン帝国憲法

大河原 知樹・秋葉 淳・藤波 伸嘉（訳）

凡 例

1. 本稿の翻訳に際してはオスマン・トルコ語（以下、「トルコ語」）原文を底本とし、適宜、フランス語公式訳、ギリシア語公式訳、アラビア語訳、ドイツ語訳などを参照した。底本としたテキストは以下の通り。

トルコ語： *Hatt-ı Hümayun ve Kanun-ı Esasi*, [İstanbul]: Matbaa-i Amire, 1293, 13p.

フランス語： *Constitution ottomane promulguée le 7 Zilhijé 1293 (11/23 Décembre 1876)*, Constantinople: Typographie et Lithographie Centrales, 1876, iv, 28p.

ギリシア語： *Ἐπισημὸς μεταφράσις ἐκ τοῦ τουρκικοῦ, Ἐν Κωνσταντινουπόλει: Τύποις Βουτυρά, 1876*, 28p.

アラビア語： *Khaṭṭ al-Sharīf al-Sultānī wa al-Qānūn al-Asāsī*, al-Āsitāna al-‘Aliyya [Istānbūl]: Maṭba‘at al-Jawā’ib, 1293, 26p.

ドイツ語： Friedrich von Kraelitz-Greifenhorst, *Die Verfassungsgesetze des Osmanischen Reiches*, Wien: Forschungsinstitutes für Osten und Orient, 1919, viii, 108p.

修正条文については、憲法改正を公布する『官報』第321, 1837, 2084, 2466, 2467, 2486, 3187号に掲載されたトルコ語原文を底本とした。訳出に際しては、上記のドイツ語版のほか、Herbert F. Wright, *The Constitutions of the States at War, 1914–1918*, Washington: Government Printing Office, 1919, pp. 589–605 所収の英語訳とF.R. Dareste et P. Dareste, *Les constitutions modernes: recueil des constitutions en vigueur dans les divers États d’Europe, d’Amérique et du monde civilisé*, tome 2, Paris: Augustin Challamel, 1910, pp. 319–344 所収のフランス語訳も参照した。

2. 翻訳は、日本語として意味が通じ、不自然でない限り、できるだけ直訳を心がける。そのため、多少ぎこちなくても意味が通ずるならば、原文のニュアンスを反映させるために、トルコ語に書かれている通りに訳す。
3. トルコ語原文には近代法規に一般的な項や号が立てられず、また、改行もされていないが、オスマン帝国憲法原文のもつ個性を反映させるために、あえて原文に忠実に訳す。但し、原文には句読点がなく、原則的に一条が一文から構成されているが、句読点は適宜補う。
4. トルコ語を直訳しては意味が通じない場合、又は法的な意義が不明瞭になるか、若しくは誤解を与える場合のみ、フランス語・ギリシア語訳に依拠して訳出し、適宜、注で説明を加える。
5. 訳文の用語は、できるだけ、対応する日本語の法律用語を用いる。日本にない制度や

法概念については、フランスなどのヨーロッパ諸国の制度や法概念の訳語として定着したものを採用する。

6. イスラーム関係用語については、日本における研究で定着した訳語（多くの場合アラビア語の音転写）を採用する（「ワクフ」、「ズー・アル＝ヒッジヤ」など）。
7. 原文にない語句を補う場合、[] を用いる。
8. 注は全て訳注である。

宸筆 (hatt-ı hümayun)¹の高貴なる写し

朕の誉れ高き宰相 ミドハト・パシャ

かねてより朕の至高なる国家 (Devlet-i Aliye)²の権勢に生じている衰運は、国外からの災厄というよりもむしろ、国内の施政が正道から逸脱したことにより、そして臣民がその臣属する政府に抱く信頼を保障すべき絆が弛緩し始めたことにより生じたのであり、故に、朕の尊父、故アブデュルメジト帝が、改革の原理及び尊きシャリーアの神聖なる規定に適合するものとして、万民の生命、財産、尊厳、名誉の保障を宣言すべく、タンズイマートの宸筆を公布したのであった。さて、今日に至るまで我が国がこの保障の枠内にあったこと、そしてその保障に依拠して自由に交換された思想と意見の成果として今日この憲法の制定と公布に朕が成功したことは、前記のタンズイマートの功績の一つであり、それ故、故帝の御名と成功とをこの善き日に特に言明し、先帝陛下を国家再興者の称号をもって追称する。もしタンズイマートの制定の時期が、朕の代の趨勢及び要請に適合するものであったならば、今、朕が公布せしめる憲法の規定を、故帝がその御代に制定し執行されたであろうことに疑いはない。しかるに神は、朕の国民 (milletimiz) の至福の状況を保障する、このような幸福な結果を、朕の治世まで延期なされたので、それへのお導きの故に、朕は神に大いなる賞賛と感謝とを捧げよう。朕の至高なる国家の内状に必然的に起こった変化、及び対外関係に生じた拡大により、政府の統治形態の不十分さが明白なまでに至ったのであるが、朕の究極の目的は、我が国土国民 (mülk ü milletimiz) がその天然資源及び本来の潜在力から正当に享受すべきであった利益をこれまで妨げてきた諸要因を除去することによって、[あらゆる] 階層の臣民が進歩の道を一致団結して進むという喜ばしきことにほかならない。この目的に到達するためには、政府が健全で秩序だった原理を採用することが必要であり、そのためにはまた、政府権力の中で正統かつ広く認められた権利を維持すると共に、不正な行動、すなわち一人又は少数者による専制的支配から生じる過誤や濫用を廃絶すること、そして我が国 (heyetimiz) を構成する諸々の民族 (akvam) において文明社会 (heyet-i ictimaiye-i medeniye) に相応しい権利と利益——これは万民が自由、公正、平等の恩恵を例外なく享受することであるが——これらの便益が保障され確立することを必要とする。この諸原則に必要なものは、法律と国政を合議と立憲制という正統な原理に依拠せしめるという確実に最善なことであるが故に、議会を組織する必要性が、朕の即位宣言にかんする宸筆で明言されたのであった。

これにつき制定が必要な憲法が、宰相位の貴顕たちとウラマーの重鎮たち、及び朕の至高なる国家の他の高位高官の者たちより構成され任命された特別委員会において審議を経て作成され、閣議においても詳細に調査され承認された。その各条は、イスラームの偉大なるカリフ及びオスマンの至高なる君主の大権 (hilafet-i kübra-yı İslamiye ve saltanat-ı seniye-i Osmaniye'nin hukuku)、オスマン人の自由と平等、國務大臣と官吏の責務と権限、議会の統制権、裁判所の完全な独立性、予算の健全性、地方行政における中央の権利の維

1 宸筆 (ハットウ・ヒュマーユーン) とは、皇帝自らが直筆で記した文書。

2 オスマン帝国が自称する際にしばしば用いられた国名。

持と〔各州の〕権限拡大の原則の採用に関するものであり、これらは、尊きシャリーアの規定並びに国土国民の今日の能力及び必要に合致し、かつ朕が特に希望する全体の幸福と進歩という善き考えに適合するが故に、神の祐助と預言者様の霊的な援けに倚藉し、朕はこの憲法を承認裁可して、汝らに宣布した。これをオスマン領の全土で恒久的に効力をもつべく公布し、本日をもってその規定の施行を開始し、本文中に言及され確定された法律及び命令の一刻も早い作成と完備のために、速やかに実効のある施策に着手するよう、朕は強く望むものである。神が、我が国土国民の幸福に努める者たちの努力を嘉し成就させ給わんことを。

[ヒジュラ暦1]293年ズー・アル＝ヒッジャ月7日³

3 グレゴリウス暦では1876年12月23日に当たる。

憲法

【オスマン帝国の領土】

第1条 オスマン帝国 (Devlet-i Osmaniye)⁴は、現有の諸領土及び特権諸州 (eyalat-i mümtaze) を包含し、単一にして、いついかなる理由によっても分割は認めない。

第2条 オスマン帝国の首府はイスタンブル市である。同市は他のオスマン領の諸都市と異なるいかなる類の特権も免除も有しない。

第3条 オスマンの至高なる君主権 (saltanat-ı seniye-i Osmaniye)⁵はイスラームの偉大なるカリフ位 (hilafet) を有し、古来の規則に従ってオスマン家の最年長男子に帰する。

修正第3条 (1909年8月21日改正)

オスマンの至高なる君主権はイスラームの偉大なるカリフ位を有し、古来の規則に従ってオスマン家の最年長男子に帰する。皇帝陛下 (zat-ı hazret-i padişahi)⁶は、即位時に帝国議会 (meclis-i umumi) において、議会が開会していない場合には〔開会後〕最初の会議で、尊きシャリーア及び憲法の規定の尊重並びに祖国 (vatan) 及び国民 (millet) に対する忠誠 (sadat) を宣誓する。

第4条 皇帝陛下は、カリフ位によりイスラーム教の守護者であり、全オスマン臣民の元首 (hükümdar) にして皇帝 (padişah) である。

第5条 皇帝陛下の御人身は神聖であり、かつ、無答責である。

第6条 オスマン家一族の自由権 (hukuk-ı hürriye)、その私的な動産及び不動産、並びに終身の帝室費は、公の保障の下にある。

修正第6条 (1909年8月21日改正)

オスマン家一族の自由権、その私的な動産及び不動産、並びに特別法に基づく終身の帝室費は、公の保障の下にある。

第7条 国務大臣の任免、位階勲章の授与、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、貨幣の鑄造、金曜礼拝の説教における御名の読誦、外国との条約締結、宣戦及び講和、陸海軍の統帥、軍事行動の指揮、シャリーア及び法律の規定の執行、行政諸部局の事務に関する規則命令 (nizamnameler)⁷の制定、法律に従っ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は

4 トルコ語を直訳すると「オスマン国家」となるが、フランス語訳では l'Empire Ottoman とあり、また日本での慣用に準じて、以下でも「オスマン帝国」と訳す。

5 原文で用いられている saltanat は「スルタン位」を指すトルコ語に他ならないが、ここは、フランス語訳では la souveraineté Ottomane、ギリシア語訳では ἡ Ὀθωμανικὴ κυριαρχία の語が当てられている。フランス語の souveraineté が統治権、主権、君主権を包含する概念だったこと、当時はこの語を saltanat というトルコ語に訳すことが珍しくなく、君主個人の権利と国家の主権との峻別が必ずしも一般に浸透してはなかったこと、やがて hakimiyet の語が「主権」のトルコ語定訳となることなどに鑑み、ここでは「君主権」と訳す。

6 憲法ではオスマン帝国君主に対して、ペルシア語起源の「パーディシャー」とその派生形、又は、やはりペルシア語「シャー」の形容詞形「シャーハーネ (şahane)」が用いられている。当時の用例に鑑みれば、これらはオスマン帝国に固有な独自の君主号としてではなく、高位の君主を指す普通名詞として理解されていたように思われる。そこで本稿では、これらは「皇帝」と訳す。同様に、zat-ı hazret-i padişahi という表現は、「皇帝陛下」と訳した。

7 オスマン帝国憲法では、法規範として、kanun (pl. kavanin), nizam (pl. nizamat), nizamname などの用語が用いられているが、kanun は、一般に議会の議決を経た「法律」を指すのに対し、nizamname は行政権の制定する「命令」や政府組織内部の「規則」を表す。第二次立憲政期以前は、そもそも議会が存在しなかったか、又は長らく停止していたため、両者の区別は厳密ではなかったが、議会の再開した第二次立憲政期

恩赦、帝国議会の召集及び停会、並びに必要とあらば議員を新たに選挙する条件の下での代議院 (Heyet-i Mebusan)⁸の解散は、皇帝の神聖なる大権に属する。

修正第7条 (1909年8月21日改正)

金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相とシェイヒュルイスラーム⁹の選任及び大宰相が組織し上奏する国務大臣の職務の承認、必要な場合における規則に従った国務大臣の罷免及び交代、種々の法律の裁可と審署 (tasdikiyile ilan-ı meriyeti)、政府各部局の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、シャリーア及び法律の規定の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従っ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び停会、特別の場合における定例前の帝国議会召集、必要とあらば元老院 (Heyet-i Ayan)¹⁰の同意を得て第35条に基づき3箇月以内に〔新議会が〕選挙され開会する条件の下での代議院の解散、並びに各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲若しくは併合、オスマン臣民の基本権や個人権 (tebaa-i Osmaniye'nin hukuk-ı asliye ve şahsiyesi) に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

修正第7条 (1914年5月28日改正)

金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相とシェイヒュルイスラームの選任及び大宰相が組織し上奏する国務大臣の職務の承認、必要な場合における規則に従った国務大臣の罷免及び交代、種々の法律の裁可と審署、政府各部局の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、シャリーア及び法律の規定の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従っ〔て宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び停会、特別の場合における定例前の帝国議会召集、必要とあらば第35条に基づく代議院の解散、延期又は停会の期間の合計が会期の半分を超えず年内に会期を全うする限りでの〔帝国議会の〕延期又は停会、並びに各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲若しくは併合、オスマン臣民の基本権や個人権に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴

以降には、kanun と nizamname の区別は比較的厳密に行なわれた。また、nizam は、広義にはシャリーアと区別して制定法一般を指し、狭義には nizamname と同義だと考えられるが、本憲法中では法律と命令双方を含むものと解釈できる場合があるため（実際に、フランス語訳で第107、108、110、113、114、118条では loi と訳されている）、単独で用いられている場合は「法令」と訳した。

8 第42条にあるように、オスマン帝国議会は二院制をとり、代議院は下院にあたる。

9 イスラーム法解釈の最高権威。ウラマーの位階制において最高位の職。

10 元老院は上院にあたる。

う責任は新内閣に帰する。

修正第7条（1915年2月11日改正）

金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相とシェイヒュルイスラームの選任及び大宰相が組織し上奏する国務大臣の職務の承認、必要な場合における規則に従った国務大臣の罷免及び交代、種々の法律の裁可と審署、政府各部署の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、シャリーア及び法律の規定の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従って〔宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び閉会、〔帝国議会の〕定例前の又は特別の形での召集、会期の延長、3箇月以内かつ一度限りの延期、年内に会期を全うする限りでの議会の一定期間の停会、必要とあらば第35条に基づく代議院の解散、並びに各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲若しくは併合、オスマン臣民の基本権や個人権に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

修正第7条（1916年3月9日改正）

金曜礼拝の説教における御名の読誦、貨幣の鑄造、特別法に基づく位階勲章の授与、大宰相とシェイヒュルイスラームの選任及び大宰相が組織し上奏する国務大臣の職務の承認、必要な場合における規則に従った国務大臣の罷免及び交代、種々の法律の裁可と審署、政府各部署の事務及び法律の執行に関する規則命令の制定、各種法律の発議、シャリーア及び法律の規定の維持及び執行、特権諸州の特権条項に応じた〔首長の〕任命、陸海軍の統帥、宣戦及び講和、法律に従って〔宣告され〕た刑罰の軽減又は恩赦、帝国議会の承認に基づく大赦の布告、期日における帝国議会の開会及び閉会、〔帝国議会の〕定例前の又は特別の形での召集、会期の延長、3箇月以内かつ一度限りの延期、年内に会期を全うする限りでの議会の一定期間の停会、必要とあらば4箇月以内に〔新議会が〕選挙され開会する条件の下での代議院の解散、並びに各種条約の締結は、皇帝の神聖なる大権に属する。但し、講和、通商、領土の割譲若しくは併合、オスマン臣民の基本権や個人権に関わる条約、又は国家支出を伴う条約の締結に際しては、帝国議会による承認が条件となる。帝国議会が開会していない期間に内閣更迭が生じた場合、更迭に伴う責任は新内閣に帰する。

【オスマン帝国臣民の公権】

第8条 オスマン国籍を有する者は全て、いかなる宗教宗派（din ü mezheb）に属しようとも¹¹、例外なくオスマン人（Osmanlı）と称される。オスマン人の資格は、法律の

¹¹ フランス語訳では「いかなる宗教（la religion）を信仰しようとも」、ギリシア語訳では「その信仰（τὸ θρήσκευμα）がいかなるものであろうとも」となる。

定めるところにより、取得又は喪失される。

第9条 全てオスマン人は個人の自由を有し、他者の自由権を侵さない義務を負う。

第10条 個人の自由はいかなる類の侵害からも保護される。何人も法律の定める理由及び手段を除いては、いかなる口実によっても処罰されない。

修正第10条（1909年8月21日改正）

個人の自由はいかなる類の侵害からも保護される。何人もシャリーア及び法律の定める理由及び手段を除いては、いかなる口実によっても逮捕も処罰もされない。

第11条 オスマン帝国の国教はイスラーム教である。この原則を遵守し、かつ人民（halk）の安全又は公序良俗を侵さない限り、オスマン領におけるあらゆる公認の宗教の自由な実践及び諸々の〔宗派〕共同体（cemaat-i muhtelif）に与えられてきた宗教的特権（imtiyazat-ı mezhebiye）¹²の従来通りの行使は、国家の保障の下にある。

第12条 出版は、法律の範囲内において自由である。

修正第12条（1909年8月21日改正）

出版は、法律の範囲内において自由である。いかなる場合も、印刷前の審査や検閲（teftiş ve muayene）に付されることはない。

第13条 オスマン臣民は、命令及び法律（nizam ve kanun）の範囲内において商業、工業、農業のための各種の会社を組織することができる。

第14条 オスマン臣民は、単独で又は共同して、一身又は公に関係して法律又は命令に違反すると見なす案件について、関係当局に請願書を提出することができ、また、帝国議会にも請願者の資格で署名入り請願書を出して、官吏の行為について苦情を申し立てる権利を有する。

第15条 教育は自由である。定められた法律を遵守する限りにおいて、オスマン人は公私の教育を施すことができる。

第16条 全て学校は国家の監督下にある。オスマン臣民の教育を統一し規制するために必要な手段が講じられる。但し、諸々の宗派共同体（millet-i muhtelif）の宗教信条に関わる教育方法¹³が損なわれることはない。

第17条 全てオスマン人は法律の前に平等であり、宗教宗派上の事項（ahval-i diniye ve mezhebiye）¹⁴を除き、国に対する権利及び義務において平等である。

第18条 オスマン臣民が公務に任用されるためには、国家の公用語であるトルコ語を解することが条件である。

第19条 国家の官職において、全て臣民は、その適性及び能力に応じて適切な官職に就くことができる。

第20条 租税は、特別の法令（nizamât）に従って、全ての臣民に対して、その〔担税〕能力に応じて賦課、割当される。

第21条 何人も、正当に所有する（mutasarrıf olduğu）動産及び不動産を保障される。また、公共の利益のための必要性が確定し、かつ法律に基づく対価が前払いされない限り、何

12 ギリシア語訳では単に「特権（προνομίων）」。

13 フランス語・ギリシア語訳では、「諸々の共同体の宗教教育」となる。

14 フランス語訳では「宗教上の事項」、ギリシア語訳では「信仰に関わる事項」となる。

人もその所有する不動産を収用されない。

第22条 何人も、オスマン領においてその住居及び家宅は不可侵である。何人も、法律の定める場合を除いて、政府により強制的にその住居及び家宅が侵入されることはない。

第23条 何人も、将来制定される訴訟手続法の規定に従い、法律の定める管轄裁判所以外のいかなる裁判所に出頭することも強要されない。

第24条 財産没収、強制賦役、罰金の不当徴収 (crime) は、これを禁止する。但し、戦時において正当に定められる租税及び措置は、これを例外とする。

第25条 何人も、法律によることなく、税若しくは公課の名目、又は他の名目で一銭たりとも徴収されない。

第26条 拷問、又はその他のあらゆる類の虐待は、絶対にこれを禁ずる。

【国務大臣】

第27条 大宰相及びシェイヒュルイスラームの職は皇帝の信を得た人物に委ねられ、他の国務大臣の任命も勅旨 (irade-i seniye)¹⁵を以て行なわれる。

修正第27条 (1909年8月21日改正)

大宰相及びシェイヒュルイスラームの職は信を得た人物に委ねられ、内閣組織に任ぜられる大宰相が推挙し上奏した他の国務大臣の任命も勅旨を以て行なわれる。

第28条 閣議は大宰相の主宰の下に招集され、内外の重要案件の審議の場となる。審議事項のうち裁可を要するものの決裁は、勅旨により行なわれる。

修正第28条 (1909年8月21日改正)

閣議は大宰相の主宰の下に招集され、内外の重要案件の審議の場となる。審議事項のうち裁可を要するものの決裁は、上奏され、勅旨により行なわれる。

第29条 国務各大臣は、その管理する官庁に属する事務の内、その執行が権限の内にあるものについては規則 (usul) に従ってこれを執行し、その執行が権限の外にあるものについてはこれを大宰相に上申する。大宰相はこの種の案件の内、審議を要しないものについてはそれに必要とされる措置を執行するか、又は皇帝陛下による勅許を求め、審議を要するものについてはこれを閣議での審議に付し、下された勅旨に従い必要とされる措置を行なう。以上についての細目は特別の命令により定める。

修正第29条 (1909年8月21日改正)

国務各大臣は、その管理する官庁に属する事務の内、その執行が権限の内にあるものについては規則に従ってこれを執行し、その執行が権限の外にあるものについてはこれを大宰相に提出する。大宰相はこの種の案件の内、審議を要しないものは直接、審議を要するものについては閣議で審議した後に、裁可が必要なものは上奏し、裁可が必要でないものについては内閣の決定を奏上する。以上についての細目は特別法により定める。シェイヒュルイスラームは審議を要しないものを直接上奏する。

第30条 国務大臣はその職務に関する事務及び行為に責任を負う。

15 皇帝の意思を記した文書の一様式。

修正第30条（1909年8月21日改正）

国務大臣は、政府の政策全般については連帯して、分担管理する官庁に属する事務については個別に、代議院に対して責任を負う。皇帝陛下による裁可を必要とする決定が効力を持つためには、大宰相及び主任の大臣が決定書に副署して決定に対する責任を負い、これらの副署の上部に皇帝陛下によりご署名されることが条件となる。内閣として行なわれる決定には全閣僚の署名がなされ、裁可が必要な場合には、同様にこれらの署名の上部に皇帝陛下によりご署名がなされる。

第31条 代議院議員が単独で又は共同して、代議院の権限の範囲内の事案を理由に国務大臣問責の告訴を表明した場合、まず代議院規則に基づき、この種の議案を本会議に上程すべきか否かを審査する部で調査すべく、代議院議長に提出された告訴の動議は議長により遅くとも3日以内にこの部に送付される。この部は必要な調査を行ない、告訴された人物から十分な答弁が得られた後、問責審議の承認について多数により報告書を作成し、これが代議院で読み上げられる。代議院は必要な場合には告訴された人物を招致し、本人又は代理人が行なう答弁を聴取した上で、出席議員の3分の2以上の絶対多数により可決されたときは、裁判を要請する議決書が大宰相に提出され、上奏を経て下される勅旨に基づき、案件は高等法院（Divan-ı Âli）に送付される。

第32条 訴追された国務大臣の訴訟手続は、特別法によってこれを定める。

第33条 国務大臣は、職務権限外の、一身のみに関するあらゆる訴訟について、他のオスマン人と何ら異なることはない。このような案件の裁判は管轄する通常裁判所で行なわれる。

第34条 高等法院の訴追委員会によって訴追が決定された国務大臣は、無罪が確定しない限り、その大臣職を停止される。

第35条 閣僚と代議院との間で意見の対立が生じた案件について、閣僚側が可決を要求し、かつ、代議院側が詳細な理由を付した表決によって再度にわたり多数によって明確にこれを否決した場合、閣僚を更迭するか、又は法定の期間内に選挙されるよう代議院を解散することは、ただ皇帝陛下のみが行行使することのできる権限である。

修正第35条（1909年8月21日改正）

閣僚と代議院との間で意見の対立が生じた際、閣僚がその見解を翻さず、かつ、代議院側が再度にわたりこれを明確に否決した場合、閣僚には、代議院の議決を承認するか、又は辞職するかが義務付けられる。辞職した場合、新内閣が前内閣の見解を踏襲し、議会在理由を付した表決によって再びこれを否決したときには、第7条に基づいて選挙を開始すべく、皇帝陛下は議会を解散することができる。但し、新議会在前議会の見解を踏襲した場合、代議院の表決を承認することが義務付けられる。

修正第35条（1914年5月28日改正）

閣僚と代議院との間で意見の対立が生じた案件について、閣僚の側が可決を要求し、かつ、代議院の側が再度にわたり多数によってこれを否決した場合、閣僚を更迭するか、又は新たに4箇月以内に選挙され〔新議会在〕開会するよう代議院を解散することは、皇帝の大権に属する。但し、新議会在前議会の見解

を踏襲した場合、代議院の表決を承認することが義務付けられる。

第35条全文削除¹⁶（1916年3月9日改正）

第36条 帝国議会が開会していない期間、国家を危険から守り、又は治安の攪乱を防ぐための強い必要が生じ、しかしそのために制定が必要と認められる法律の審議のために議会を召集し開会するだけの時間の猶予がない場合、憲法の規定に反しない限り、内閣により下された決定は、代議院開会後に議決がなされるまでの間、勅旨により、一時的に法律の効力を有する。

修正第36条（1909年8月21日改正）

帝国議会が開会していない期間、国家を危険から守り、又は治安の攪乱を防ぐための強い必要が生じ、しかしそのために制定が必要と認められる法律の審議のために議会を召集し開会するだけの時間の猶予がない場合、憲法の規定に反しない限り、内閣により下された決定は、代議院開会後に議決がなされるまでの間、勅旨により、一時的に法律の効力を有する。これらの決定は、[開会后]最初の会議で代議院に送付される必要がある。

第37条 国務各大臣はいつでも望む時に、両議院に出席するか、又は所管の官庁の幹部職員を自らの代理人として出席させることができる。また、議員に優先して発言する権利を有する。

第38条 代議院の多数による議決によって、議案説明のために招致された国務大臣は、自ら出席するか、又は所管の官庁の幹部職員を派遣して、行なわれた質疑に対して答弁し、また必要と見なした場合には自らの責任において答弁を延期する権限を有する。

修正第38条（1909年8月21日改正）

代議院の多数による議決によって、議案説明のために招致された国務大臣は、自ら出席するか、又は所管の官庁の幹部職員を派遣して、行なわれた質疑に対して答弁し、また必要と見なした場合には自らの責任において答弁を延期する権限を有する。説明の結果、代議院の多数により不信任が表明された国務大臣は失職する。内閣首班¹⁷に対して不信任が表明された場合、内閣は総辞職する。

【官吏】

第39条 官吏は全て法令の定める要件に従って、その能力及び資格に応じた官職に選任される。このように選任された官吏は、法的に罷免を要する行為が認められ、又は自ら辞任し、若しくは国家として必要な理由が認められない限り、罷免、更迭されることはない。品行方正な人物、かつ国家が必要と認めた理由で離任した者は、特別の法令に定めるところに従って、昇進を得、また退官及び休職の手当を得る。

第40条 各官職の権限は特別の法令によってこれを定める。官吏は自らの権限の範囲内で職務に責任を負う。

第41条 官吏の上司に対する尊敬と服従は義務である。但し、その服従は法律の定める範囲に限られる。法律に違反する事務において、上司への服従は免責の理由とはならない。

16 以下の条文の番号が繰り上がることはなく、第35条は空番として、そのままに据え置かれた。

17 大宰相を指す。

【帝国議会】

第42条 帝国議会は、元老院及び代議院という名の両議院でこれを構成する。

第43条 帝国議会の両議院は毎年〔財務暦〕テシュリーン2月1日¹⁸に集会し、勅旨を以て開会する。〔財務暦〕マルト月1日に同様に勅旨を以て閉会する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。

修正第43条（1909年8月21日改正）

帝国議会の両議院は、毎年〔財務暦〕テシュリーン2月1日に召集なくして集会し、勅旨を以て開会する。〔財務暦〕マユス月1日¹⁹に同様に勅旨を以て閉会する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。

修正第43条（1914年5月28日改正）

帝国議会の両議院は毎年〔財務暦〕テシュリーン2月1日に、延期された場合には延期期間の終了後に、召集なくして集会し、勅旨を以て開会する。会期は6箇月であり、この期間の終了後、議会は同様に勅旨を以て閉会する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。代議院が解散された場合、4箇月後に開会する新議会の会期は、特別会期と見なされる。その期間は2箇月であり、延長は可能だが延期は認められない。〔この場合、〕第69条に記載されている4年の任期はテシュリーン2月1日より始まる。

修正第43条（1915年2月11日改正）

帝国議会の両議院は毎年〔財務暦〕テシュリーン2月1日に、延期された場合には延期期間の終了後に、召集なくして集会し、勅旨を以て開会する。会期は4箇月であり、この期間の終了後、議会は同様に勅旨を以て閉会する。いずれの院も他院が開会していない時には開会しない。代議院が解散された場合、4箇月後に開会する新議会の会期は、特別会期と見なされる。その期間は2箇月であり、延長は可能だが延期は認められない。〔この場合、〕第69条に記載されている4年の任期はテシュリーン2月1日より始まる。

第44条 皇帝陛下は、国家にとり必要と認められる場合、帝国議会を定例以前に開会し、また定例の会期を短縮又は延長することができる。

修正第44条（1909年8月21日改正）

皇帝陛下は、必要と認められる場合、自らの発意により、又は代議院の絶対多数によりなされた書面による要請に基づき、帝国議会を定例以前に開会することができる。また、〔議会〕本会議の議決により、又は自らの発意により、定例の会期を延長することができる。

第45条 帝国議会開会日には、皇帝陛下、又はその代理として大宰相が出席し、閣僚及び両議院の議員が一同に会する中で開会式を挙行し、当年の国内状況及び対外関係、並びに翌年に採るべき方針及び施策に関する勅語が読まれる。

第46条 帝国議会議員に選出又は任命された人物は、議会開会日に大宰相の前で、この日に欠席した議員については所属議院の開会中に議長の前で、皇帝陛下及び祖国に対する

18 財務暦テシュリーン2月1日とマルト月1日は、19世紀においてはそれぞれグレゴリウス暦の11月13日と3月13日に、20世紀においては同じく11月14日と3月14日に当たる。

19 財務暦マユス月1日は、20世紀においてはグレゴリウス暦の5月14日に当たる。

忠誠、並びに憲法の規定及び自身に託された職務の遵守を、そしてこれらに違反する行為をしないことを宣誓する。

第47条 帝国議会議員は、自由に票決を行ない、かつ意見を表明することができる。いかなる議員も、決して約束、脅迫、指示によって拘束されることはない。また、投じた票又は議会での討論の際に行なった発言のために訴追されることもない。但し、議院規則に違反する行為をした場合の措置については、その規則の規定に従う。

第48条 帝国議会議員は、反逆、憲法の破棄廃絶の企て、若しくは収賄のいずれかの罪により告発されることが所属議院の出席議員の3分の2以上の絶対多数により決議された場合、又は法律に従って禁固刑若しくは流刑の有罪判決を受けた場合、議員資格を失う。この行為の裁判及び刑罰は、管轄裁判所がこれを審理し判決を下す。

第49条 帝国議会議員各人は自ら投票を行なう。また、各議員は、審議中の案件の可否に関する投票を棄権する権利を有する。

第50条 何人も、同時に上記の両議院の議員たることはできない。

第51条 帝国議会両院のいずれにおいても、各院の議員の過半数の出席がなければ、議事を開始することはできない。3分の2以上の多数を要件としない案件は全て、出席議員の絶対多数により議決を行なう。可否同数のときは、議長の票を2票と数える。

第52条 何人も、その一身に関する請願のために帝国議会両院のいずれかに請願書を提出した際、管轄する官吏、又はその官吏の所属する官庁に事前に照会していないことが明らかになった場合には、その請願書は却下される。

第53条 法律の新規制定又は現行法の改正の発案権は内閣に属するが、元老院及び代議院もまた、その権限の範囲内の事案について、法律の制定及び現行法の改正を請求する権限を有する。議会はまず大宰相を通じて皇帝陛下の勅許を仰ぎ、勅旨が下った場合、管轄官庁が提出する説明及び細目に基づく法案作成を国家評議会 (Şura-yı Devlet)²⁰に付託する。

修正第53条 (1909年8月21日改正)

法律の新規制定又は現行法の改正の発案権は、閣僚、元老院議員、そして代議院議員の各人が有する。両議院のいずれも、新たに又は改正のために作成した法案を他院に送付し、その院でも可決された後に、裁可のため皇帝陛下に上奏される。

第54条 国家評議会が審議して作成した法案は、[まず]代議院、次いで元老院で審議され、可決された後、その施行について皇帝陛下の勅旨が下った場合、発効する。いずれかの院が明確に否決した法案を同年の会期中に再び審議に付すことはできない。

修正第54条 (1909年8月21日改正)

作成された法案は代議院及び元老院での審議を経て可決された後、上奏され、裁可を経て、その施行について皇帝陛下の勅旨が下った場合、発効する。上奏された法律は2箇月以内に裁可されるか、又は再審議のために一度 [のみ] 差し戻される。差し戻された法律の再審議においては、3分の2以上の多数による可決が要件とされる。至急が決議された法律は、10日以内に裁可されるか、

20 フランスのconseil d'Étatに倣って1868年に設立された機関。国务院とも訳せる。

又は差し戻される。

第55条 法案は、まず代議院で、次いで元老院で逐条審議された後、各条について採決に付され、多数により議決されない限り、そして〔全条文の〕議決後、法案全体について再び多数による議決がなされない限り、可決されたことにはならない。

第56条 両議院とも、国务大臣、その派遣する代理人、議員、又は公式に召喚された官吏以外の者が、個人又は団体の代表として案件の説明のために出頭した場合、これを決して受け入れることはなく、その説明を聴取することもない。

第57条 両議院ともその議事はトルコ語によって行なわれる。審議される法案の写しは印刷されて審議日以前に議員に配布される。

第58条 両議院で行なわれる投票は、記名投票、特別の方法²¹、又は秘密投票によってなされる。秘密投票方式の実施には、出席議員の多数による議決を必要とする。

第59条 両議院とも院内警察は議長自身のみがこれを執行する。

【元老院】

第60条 元老院の議長及び議員は、その数が代議院議員の3分の1を越えないように、皇帝陛下がこれを直接任命する。

第61条 元老院議員に任命されるためには、その業績が公の信任と信頼を得、国务において賞揚されるべき勲功が過去に知られている人物で、かつ40歳以上でなければならない。

第62条 元老院議員職は終身である。この職務には、かつて国务大臣、州知事、元帥、カザスケル²²、大公使、総主教、大ラビの職にあり〔現在〕休職中の者、若しくは陸海軍の大中將、又はその他必要な資格を有する人物の中で適当な者が任命される。自ら要請して国家により他の官職に任命された者は、議員職を喪失する。

第63条 元老院議員職の俸給は月に1万クルシュである。他の名目により国庫から俸給を受けている議員の給与及び手当が1万クルシュ未満の場合、これを同額に引き上げ、1万クルシュ以上の場合、これを据え置く。

第64条 元老院は、代議院から送付された法案及び予算案を審議する。その中に、本質的に宗教的な事柄²³、皇帝陛下の神聖なる大権、自由、憲法の規定、帝国の領土保全、国内治安、祖国の安全保障、公序良俗のいずれかを損なうものを認めた場合には、その旨の意見を付した上で、明確に却下するか、又は、修正若しくは一部変更を行なうよう代議院に差し戻す。可決した法案は、〔その旨の〕承認を付した上で、大宰相に提出する。元老院に提出された請願書は、審議の上、必要と認められた場合には、意見を付して大宰相にこれを提出する。

【代議院】

第65条 代議院議員の定員は、オスマン臣民の男子人口5万人ごとに1人となるようにこれを定める。

21 両院の議院規則によれば、これは起立又は挙手の方法を意味する。フランス語・ギリシア語訳とも、「外見的な意思表示のしぐさ」。

22 ウラマーの位階制において第二位の地位。

23 フランス語訳は「本質的に宗教的な事柄」の部分欠く。

第66条 選挙は秘密投票の原則に基づく。その実施方法は、特別法によってこれを定める。

第67条 何人も、代議院の議員職と政府の官職とを兼任することはできない。但し、国务大臣が〔代議院議員に〕選出された場合、その議員職〔の兼任〕は認められる。これ以外の官吏が代議院議員に選出された場合、当人が受諾するか否かを選択することができる。但し、受諾した場合には、その官職を離れる。

第68条 以下の者は代議院議員への選出が認められない。第一に至高なる国家の臣民でない者、第二に特別の法令に基づいて一時的に外国に仕える特権を有する者、第三にトルコ語を解さない者、第四に30歳以下の者、第五に選挙時に私人の使用人である者、第六に破産宣告を受けており復権していない者、第七に不品行で知られる者、第八に禁治産宣告を受けて禁治産を解除していない者、第九に公民権を喪失している者、第十に外国籍を主張している者。これらの者は代議院議員になることはできない。4年後に実施される選挙で代議院議員となるためには、トルコ語を読み、かつできるだけ書けることも要件とされる。

第69条 代議院議員総選挙は、4年に一度これを実施する。議員任期は4年である。但し、再選は認められる。

修正第69条（1918年3月21日改正）

代議院議員総選挙は、4年に一度これを実施する。選出された議員の任期は4年である。但し、再選は認められる。しかし、4年目の会期が帝国軍（Ordu-yı Hümayun）の総動員を必要とする戦時に相当した場合、両議院でそれぞれ議員定数の3分の2以上の出席により審議が開始され、議員定数の絶対多数により可決された法律に基づき、上述の任期を延長することができる。

第70条 代議院議員総選挙は、議会の開会日であるテシュリーン2月〔1日〕より遅くとも4箇月前には開始される。

第71条 代議院議員は自らを選出した選挙区のみ代表ではなく、全オスマン人の代表と見なされる。

第72条 選挙人は、選出すべき代議院議員を自らが所属する州の住民から選ばなければならない。

修正第72条（1916年3月20日改正）

選挙人は、必要な資質を備えたあらゆるオスマン人を、代議院議員に選出することができる。但し、何人も、同時に3つ以上の選挙区から立候補することはできない。

第73条 勅旨を以て代議院が解散した場合には、6箇月以内に開会するよう、代議院議員総選挙が新たに開始される。

第73条全文削除²⁴（1914年5月28日改正）

第74条 代議院議員が死去するか、法的に禁治産宣告の要件の一つに該当するか、長期間議會を欠席するか、辞職するか、又は罪刑が下る若しくは官職を受諾するかしたために議員職を喪失した場合、遅くとも次の会期までに、〔選挙法の〕規定に従って後任が選出される。

24 以下の条文の番号が繰り上がることはなく、第73条は空番として、そのままに据え置かれた。

第75条 空席の議員職に選出される議員の任期は、次の総選挙までである。

第76条 代議院議員には毎年の会期ごとに国庫より2万クルシユが支給される。その往復旅費は、文官任用令に基づいて月給5千クルシユ〔の文官〕相当の額を支給する。

修正第76条（1909年8月21日改正）

代議院議員には毎年の会期ごとに国庫より3万クルシユが支給される。その往復旅費は、文官任用令に基づいて月給5千クルシユ〔の文官〕相当の額を支給する。法定上の期間を超えて開会した場合、月給5千クルシユ〔の文官〕相当の追加手当が支給される。

修正第76条（1916年3月9日改正）

代議院議員には毎年の会期ごとに5万クルシユが支給される。その往復旅費は、月給4千クルシユ〔の文官〕相当の額を支給する。会期延長や議会の特別の〔形での〕開会²⁵の場合、追加の手当は支給されない。解散後に〔総選挙を経て〕開会する議会²⁶の議員には、手当の半額が支給される。

第77条 代議院は、議院の多数により議長職に3人、第二、第三議長職に3人ずつ²⁷、計9人の人物を選出して皇帝陛下に上奏し、これらの内、議長職に1人、副議長職に2人が勅旨を以て選任される。

修正第77条（1909年8月21日改正）

代議院は、会期ごとに議長職及び第一、第二副議長職に1人ずつを多数によって選出し、選挙結果を皇帝陛下に上奏する。

第78条 代議院の議事は公開である。但し、重要案件のために議事を秘密会とする提案が、閣僚又は代議院議員15人によりなされた場合、議場より議員以外を退席させた上で、提案の採否を多数による採決に付す²⁸。

第79条 代議院会期中はいかなる議員も、議院により訴追に十分な理由を認めると多数による議決がなされない限り、又は重軽犯罪の実行時、若しくは実行の直後に逮捕されない限り、逮捕又は訴追されない。

第80条 代議院は、提出された法案を審議し、これらの内、財政及び憲法に関連する条項を可決若しくは否決、又は修正する。そして歳出は、予算法に示される通り、代議院が細目にわたって審議した後、その額を閣僚と共に決定する。これに相応する歳入の性質及び金額、並びに〔租税の〕割当及び徴収の方法も、同様に代議院が閣僚と共にこれを定める。

修正第80条（1909年8月21日改正）

歳出は、予算法に示される通り、代議院が細目にわたって審議した後、その額は閣僚臨席の許で代議院により決定される。これに相応する歳入の性質及び金額、並びに〔租税の〕割当及び徴収の方法は、閣僚臨席の許で決定される。

25 修正第7条の想定する、帝国議会の「特別の形での召集」に対応する。

26 修正第43条の想定する、代議院解散と総選挙とを経て4箇月後に開会する新議会の「特別会期」に相当する。

27 フランス語・ギリシア語訳では、「第一副議長職に3人、第二副議長職に3人」。

28 フランス語訳によれば、「代議院の議事は公開である。但し、閣僚若しくは議長又は代議院議員15人により提案がなされ、その提案が秘密会で投票された場合、秘密会を開くことができる」となる。

【裁判所】

第81条 特別法で定めるところにより国家によって任命され、勅許状を有する裁判官は、罷免されない。但し、辞任は認められる。裁判官の昇任、職階、転任、退官、及び有罪判決に基づく罷免もまた特別法の定めるところに従う。裁判官及び裁判所職員に必要とされる資格はこの法律により定められる。

第82条 裁判所における裁判は全て公開で行なわれ、判決書の公表が認められる。但し、〔前条の〕法律の定める理由に基づく場合には、裁判所は裁判を非公開とすることができる。

第83条 何人も、裁判所において、自らの権利を防禦するために必要と認める法的な手段を行使することができる。

第84条 裁判所は、その管轄の範囲内にある訴訟の審理を、いかなる理由によっても拒むことはできない。審理又は審理のために必要な予審が一旦開始された後は、原告が訴訟を取り下げない限り、停止又は延期してはならない。但し、取下げのあった場合でもなお、刑事訴訟においては、公訴権²⁹は法令に従って行使される。

第85条 訴訟はそれぞれの管轄裁判所がこれを審理する。私人と政府との間の訴訟もまた通常裁判所の管轄に属する。

第86条 裁判所は、いかなる類の干渉も受けない。

第87条 シャリーアに関わる訴訟はシャリーア法廷が、制定法に関わる訴訟は制定法裁判所³⁰が、これを審理する。

第88条 裁判所の種類、管轄、権限の階層及び区分、裁判官の報酬は、法律によってこれを定める。

第89条 いかなる名目であっても、特定の案件を審理し判決を下すために、管轄裁判所以外に特別裁判所、又は判決を下す権限を有する委員会を設置することは、断じて認められない。但し、法律の定めるところにより、特任裁判官 (müvella) の任命及び仲裁は認められる。

第90条 いかなる裁判官も、裁判官資格と他の有給の国家官職とを兼任することはできない。

第91条 刑事訴訟においては、公訴権を行使する³¹検察官が置かれ、その職務及び等級は法律によって定められる。

【高等法院】

第92条 高等法院は30人の成員より成る。そのうち10人は元老院、10人は国家評議会、10人は破毀院若しくは控訴院の長又は成員から、抽籤により選任され³²、必要と認められた場合に勅旨により元老院議場に設けられる。その権限は、閣僚、破毀院の長若しくは判

29 トルコ語を直訳すれば、「国家に属する権利」となるが、フランス語・ギリシア語訳に準じて訳出する。

30 制定法裁判所 (mahakim-i nizamiye, ニザーミーエ法廷) とは、国家の制定した法令を適用する裁判所を指す。

31 原文を直訳すると、「公権の擁護を任務とする」となるが、フランス語訳に準じて訳出する。

32 フランス語・ギリシア語訳では、「高等法院は30人の成員より成る。そのうち10人は元老院議員、10人は国家評議会の成員であり、10人は破毀院又は控訴院の長又は判事から選ばれる。全ての成員が抽籤により選出される」とある。

事、又は皇帝の人身や権利に反する行為若しくは国家を危機に瀕せしめる企てを図った者を裁判することである。

第93条 高等法院は訴追部及び判決部の2つの部に分かれる。訴追部は9人より成り、高等法院の成員の中から抽籤により選出される。そのうち3人は元老院、3人は破毀院又は控訴院、3人は国家評議会の成員とする。

第94条 訴追部は、告訴された人物の起訴の是非を、3分の2の多数により決する。訴追部の成員が、判決部の成員であってはならない³³。

第95条 判決部は、7人が元老院、7人が破毀院若しくは控訴院、7人が国家評議会の長又は成員³⁴でこれを構成するように、高等法院の成員21人でこれを構成し、訴追部によって裁判が必要と決定された訴訟について、構成員の3分の2の多数により、既存の法律に従って、明確な判決を下す。この判決は、控訴、上告することができない。

【財政】

第96条 いかなる国税も、法律により定められない限り、賦課、割当、徴収されることはない。

第97条 国家予算は、収支の概算を明示する法律である。国税の賦課、割当、徴収はこの法律に従う。

第98条 予算、すなわち予算法は、帝国議会で逐条審議の上で可決される。収支概算細目を含む付表は、法令に定める書式に従って部、項、目に分割され、項ごとに審議が行なわれる。

第99条 予算法が対象年の初めに執行できるように、その法案は、帝国議会開会后直ちに代議院に提出される。

第100条 特別法で定められない限り、国庫から予算外の支出をすることはできない。

第101条 帝国議会が開会していない期間、特に切迫する事由のために、予算外に裁量による費用の必要が強く認められた場合には、内閣はその責任の下、帝国議会開会后直ちに関連法案を帝国議会に提出する条件で、その費用の支出に必要な額を皇帝陛下に上奏して勅許を仰ぎ、勅旨が発せられたときは、それを充当し支出することができる。

第102条 予算法の効力は一年間に限られる。当該の年以外には効力を持たない。但し、特別な状況のために、代議院が予算を議決することなく解散された場合、内閣は勅旨に基づく決定書を以て、その効力が一年を越えないという条件において、前年予算の規定を代議院の次会期まで執行することができる。

修正第102条（1915年2月11日改正）

予算法の効力は一年間に限られる。当該の年以外には効力を持たないが、[議会の]延期や停会がその効力を損なうことはない。但し、代議院が予算を議決することなく解散された場合、内閣は勅旨に基づく決定書を以て、その効力が一年を越えないという条件において、前年予算の規定を代議院の次会期まで執行することができる。

33 フランス語・ギリシア語訳によれば、「判決部への移送は、訴追部によって3分の2の多数により決せられる。訴追部の成員は、判決部の討議に加わってはならない」となる。

34 フランス語・ギリシア語訳は「長又は」の部分で欠く。

第103条 決算は、対象年の実際の収納済歳入額及び支出済歳出額を明示する。その形式及び区分は予算法に完全に一致する。

第104条 決算法案は対象年の終了後、4年以内に帝国議会³⁵に提出される。

第105条 国庫の収入支出に携わる官吏の会計を監督し、諸部局の作成する年間の会計を検査して、検査要旨及び意見を毎年、特別報告書により代議院に提出するために、会計検査院が組織される。この院は3箇月に1回、内閣首班³⁶を介して、財政状況を報告書によって皇帝陛下にも上奏する。

第106条 会計検査院の成員は12人より成る。各人とも、代議院の多数により罷免の必要が認められない限り、その任期は終身であり、勅旨を以て任命される。

第107条 会計検査院の成員の資格及び職務の詳細、辞任、転任、昇任及び退官の方法、並びに事務組織の様態は、特別の法令によってこれを定める。

【州】

第108条 諸州の行政方法は権限拡大及び業務分担の原則³⁷に基づいて定められ、その段階は特別の法令によってこれを定める。

第109条 州、県、郡庁所在地の行政評議会、及び毎年1回州都で招集される州議会の議員の選挙方法は、特別法でこれを拡充する³⁸。

第110条 州議会の権限は、将来制定される特別法に基づき、道路及び橋梁の整備、信用金庫³⁹の組織、工業、商業、農業の振興などの公共事業に関する案件、並びに公教育の普及について審議を行なうことである。また、国税の割当、徴収方法及びその他の事案に関して現行の法律及び命令の規定に違反すると認める事実について関係官庁に通知し改正及び改善のための苦情申立てを行なう権限も含む。

第111条 ワクフ財⁴⁰として寄進された宅地、農地、現金の収入が、ワクフ設定条件及び旧来の慣習に従って指定された用途に、慈善公共施設に支出されるべく遺贈された財産が遺言書の記載に従って遺言により指定された用途に支出され、また、孤児財産が特別の命令に従って運用されるよう監督するため、各郡に各宗派の共同体議会（her milletin bir cemaat meclisi）を設置する。この議会は、将来制定される特別の法令に従い、各宗派共同体（millet）が選出する人物により構成される。この議会は、所在地の政庁及び州議会の管轄に属する。

第112条 都市行政は、イスタンブル（Dersaadet）及び地方において、選挙で組織される

35 フランス語・ギリシア語訳では「代議院」。

36 大宰相を指す。フランス語訳では「大宰相」。

37 「権限拡大及び業務分担の原則」の部分は、フランス語訳では「分権の原則（le principe de la décentralisation）」、ギリシア語訳では「分権と権限画定の原則（τὴν ἀρχὴν τῆς ἀποκεντρώσεως καὶ τοῦ καθορισμοῦ τῶν δικαιοδοσιῶν）」とある。

38 フランス語訳では、「州、県、郡の行政評議会、及び毎年1回州都で招集される州議会の選挙〔方法〕は、より広い基盤の下に特別法でこれを定める」。ギリシア語訳では、「州、県、郡庁所在地の行政評議会、及び毎年1回州都で招集される州議会の議員の選挙〔方法〕は、より広い基盤の下に特別法でこれを定める」。

39 フランス語・ギリシア語訳では、「農業信用金庫」。

40 ワクフとはイスラーム法に基づく財産寄進制度。寄進者はその私財（主に不動産だが、現金も可能だった）をワクフ財として寄進することによって、そのワクフ財から得られる収入を、寄進時に設定した条件に基づいて特定の対象（主に慈善・公共目的だが、子孫を受益者とすることもできた）に支出することができる。

市参事会によって、これを運営する。この機関の組織形態及び権限、並びに参事選出方法は、特別法でこれを定める。

【雑則】

第113条 国土の一部で混乱の生じることが確実な証拠又は徴候が認められる場合、至高の〔オスマン〕政府は、その地域に限り、臨時に「戒厳 (idare-i örfiye)」を布告する権利を有する。「戒厳」とは民政上の法律及び命令を一時的に停止することであり、「戒厳」下に置かれる地域の行政方法は、特別の法令によって定められる。国家の安全を侵害したことが、治安当局の確かな調査により明らかになった者を、神護の〔オスマン〕帝国領から追放し、退去させることは、ただ皇帝陛下のみが行使することのできる権限である。

修正第113条 (1909年8月21日改正)

国土の一部で混乱の生じることが確実な証拠又は徴候が認められる場合、至高の〔オスマン〕政府は、その地域に限り、臨時に戒厳を布告する権利を有する。戒厳とは民政上の法律及び命令を一時的に停止することであり、戒厳下に置かれる地域の行政方法は、特別の法令によって定められる。

第114条 オスマン人は全て、初等教育の習得を義務付けられる。その段階及び細目は、特別の法令によって定められる。

第115条 憲法的一条たりとも、いかなる理由又は口実によっても停止又は失効することはできない。

第116条 憲法中の一部の条文について、時代と状況の要請に応じて変更又は改正に確実な必要性が認められる場合には、以下に記される要件の下で改正することができる。すなわち、内閣、元老院、又は代議院により改正案が提出された場合、まず代議院で議員定数の3分の2以上の多数により可決され、元老院でも同様に3分の2以上の多数により承認された後、更にその旨の勅旨が発せられた場合、上述の改正が発効する。改正案の提出された憲法条文は、上掲の必要な審議が行なわれ、勅旨が発せられるまでは、その効力を失うことなく施行され続ける。

第117条 法律の条文解釈を必要とするとき、司法⁴¹に関する場合、その意味の確定〔の権限〕は破毀院に、行政に関する場合は国家評議会に、憲法に関する場合は元老院に属する。

第118条 現在効力を有する法令、慣行、慣例は、将来制定される法律又は命令によって改正又は廃止されない限り、効力を保つ。

修正第118条 (1909年8月21日改正)

現在効力を有する法令、慣行、慣例は、将来制定される法律又は命令によって改正又は廃止されない限り、効力を保つ。法律及び命令の制定に際しては、人々の慣習や時代の必要に適合するイスラーム法学及び〔制定〕法の規定 (ahkam-i fikhiye ve hukukiye) 並びに公序良俗を基礎とする。

41 フランス語訳では、「民事及び刑事法 (les lois civiles et pénales)」とある。

第119条 帝国議会に関する[ヒジュラ暦12]93年シャウワール月10日⁴²付けの暫定的訓令 (talimat-ı muvakkate) の規定の適用は、初めて開会する帝国議会の会期終了までに限定され、以後、その規定は失効する。

修正第119条 (1909年 8月21日改正)

郵便局に差し出された文書や手紙は、予審判事又は裁判所の決定がない限り、開封されない。

修正第120条 (1909年 8月21日追加) 特別法に従う限り、オスマン人は集会の権利を持つ。オスマン帝国の領土保全を損なうか、立憲政体を変更するか、憲法の規定に反して行動するか、若しくはオスマン帝国構成諸民族 (anasır-ı Osmaniye) を政治的に離間するかのいずれかを目的とする結社、又は公衆の道徳や良俗に反する結社の設立は禁じられる。また、秘密結社は例外なく禁じられる。

修正第121条 (1909年 8月21日追加) 元老院の議事は公開である。但し、重要案件のために議事を秘密会とする提案が、閣僚又は元老院議員 5人によりなされた場合、議場より議員以外を退席させた上で、提案の採否を多数による採決に付す。

42 グレゴリウス暦では、1876年10月28日に当たる。

解題

オスマン帝国憲法は1876年に制定され、その後1909年、14年、15年、16年、18年に計7回改正された。本稿は、それらの修正条文も含めたオスマン帝国憲法全文の日本語訳である。同憲法の日本語訳として、すでに大河原・秋葉・藤波による翻訳と藤波による修正条文の翻訳とが存在しているが⁴³、本稿はそれらを基としつつも、訳者全員が原典に戻って行なった改訳作業の成果である。憲法制定過程やその法制史的な位置付け、憲法改正の政治史的な意味については、訳者各人がこれまでに公にした論考⁴⁴や修正条文の翻訳に付された解題で説明がなされているため、以下では、憲法の沿革に関わる最低限の情報を示すと共に、その歴史的意義について簡単な議論を試みることで、「解題」の責を塞ぐこととしたい。

オスマン帝国憲法はタンズィマートと称される19世紀中葉以来の一連の国制改革を踏まえ、また政府の権力制限を求める立憲派の主張を背景に、露土戦争前夜の1876年に制定された。これ以降、帝国は形式的には立憲君主政体を保持し続ける。だが実際には、時の君主アブデュルハミト二世（在位1876-1909年）が議会を「停会」したことで、早くも1878年に第一次立憲政は葬られた。その後、1908年の青年トルコ革命を経て第二次立憲政が始まると、このかんの30年に及ぶ君主専制を反面教師として、立憲主義的な憲法改正を行なう必要が広く唱えられた。そこで実現した1909年の憲法改正は、臣民の権利保障を拡大し議会の権限を強化したのみならず、事実上の国民主権原則を導入した点で、正に革新的な内容を有していた。以後、議会制と政党政治は、「国民」ないし「人民」の政治参加を促進すべき規範的な法制度として、「オスマン後」に至る域内の政治文化に定着する。1914年以降の改正が君主大権の再拡張を行なったにもかかわらず、以後も1909年改正憲法の達成が長く記憶されたのは、それがオスマン人における立憲主義思想の到達点を示すものと見なされたからだろう。

一方、1909年改正憲法は、シャリーアへの言及を増やしシェイヒュルイスラームの地位を向上させるなど、立憲主義とイスラームの調和という観点を強く意識している。オスマン帝国憲法は一般に、「トルコ史」の枠内で、その「近代化」や「世俗化」の指標として取り上げられることが多いが、これらの修正は、同時期のイラン立憲革命の展開とも併せ、近代イスラーム思想の一つの到達点として、「イスラーム史」上も重要な論点を提供している。実際、近年の研究は、オスマン帝国憲法を「トルコ史」の枠組みから解放し、それが通時的共時的に有した意味をより広い視座から捉えようとする。憲法典の制定という発想は、18世紀末以来の環大西洋の革命とナポレオン戦争を経て、普遍帝権やカトリック教権に対置される主権国家体系の拡大という文脈で浸透したが、環黒海・地中海における憲

43 大河原知樹・秋葉淳・藤波伸嘉訳「〔全訳〕オスマン帝国憲法」粕谷元編『トルコにおける議会制の展開—オスマン帝国からトルコ共和国へ』東洋文庫、2007年、1-19頁、藤波伸嘉「オスマン帝国憲法修正条文—翻訳と解題」『国際関係学研究』第41号、2015年、13-26頁。

44 大河原知樹「オスマン帝国憲法の成立とその特色」、藤波伸嘉「オスマン帝国議会の制度と沿革」、秋葉淳「オスマン帝国における代議制の起源としての地方評議会」粕谷編『トルコにおける議会制の展開』21-66, 67-94, 95-129頁。

法制定は、西欧における「国家と教会の関係」という問題設定を踏まえつつ、カトリックに比肩する普遍宗教たるイスラームや正教を領域国家の枠組みといかに両立させるかを一つの軸として展開した。これは、セルビアやルーマニアなど帝国の名目的な統治下にある「特権諸州」の憲法並びにギリシア人やアルメニア人など帝国内の宗派共同体の「ミレット憲法」とオスマン帝国憲法とが共有した問題系である。その後、「文明国」をもって自任する西欧列強による世界支配が進む中、ヨーロッパ外の諸地域でも、在地の伝統と「文明化」とを両立させるための近代法導入が試みられる。その流れを汲んで生じたのが、「立憲国」日本に対する敗北を受けて生じたロシアの1905年革命であり、また、それを発端としてイランや中国も含めユーラシア各地に広がった20世紀初頭の立憲革命の波であった。1908年の青年トルコ革命もその一環である。つまりオスマン帝国の1909年改正憲法は、「長い19世紀」に西欧由来で広まった主権国家化と法典化の動きに対して非西欧の側が示した反応の一つの到達点を成す。

ただし、「公正」や「古い法」の名において権力の制限を求める発想は近世のイスラーム圏にも存在していたのであり、近代化過程でチュニジアやエジプトなどアラブ諸地域やオスマン「本土」で生じた法典化の動きも、単なる西欧思想の模倣だったのではない。モロッコやイラン、アフガニスタンなど、植民地化の危機に瀕するイスラーム諸地域では、自律的な近代化の模範としてしばしばオスマン法が参照された。オスマン帝国憲法はトルコ共和国の1924年憲法によって明示的に廃棄されるが、その経験は、帝国後継諸国に有形無形の影響を及ぼし続けた。現在に至るまで、ムスリム居住地域の多くは植民地支配と専制政治の二重の軛の下に置かれたが、恣意への抵抗や権力の制限を求める声が途絶えたわけではない。それに「イスラーム」なる形容を付そうが付すまいが、一般に立憲主義や「法の支配」という用語で表される思想は、今なお現実的な課題であり続けている。だからこそ、主権国家体系の中での自主独立を達成すべく、カリフを戴く領域国家としての「法の支配」を在来の普遍主義的な正統性に結び付け、しかもそれを近代法の述語概念によって表現しようとしたオスマン帝国憲法は、こうした課題への対応の先駆例として少なからぬ重要性を持つ。

以上を要するに、オスマン帝国憲法の意義は、歴史の経糸と緯糸にまつわる複数の参照軸に位置付けることで、通時的にも共時的にも、様々な観点から考察することが可能である。法の共約不可能性やそれを根拠とする法多元主義の発想は、帝国論や法学における「歴史的転回」を経た昨今の法制史叙述で重視されるどころだが、それが陳腐なイスラーム特殊論に墮する事例も稀ではない。この種の議論の当否をオスマンのイスラームの立場から考察するに当たっては、1876年の憲法制定当初の条文のみの分析では充分ではない。とりわけ1909年改正憲法は、その文言の面でも精神の面でも、制定当初の憲法典とは大きく性格を異にする。制定時の条文とその後の修正条文とを日本語で一覧することができる本稿は、オスマン帝国憲法の全体像を把握し、それを他地域との比較の俎上に載せるためにも有用な資料となる筈である。記者一同、本稿が今後の研究の一層の深化に資することを望んでいる。

(藤波 伸嘉)